

年　　月　　日

保護者各位

鹿児島県立鹿屋高等学校長

## 出席停止に係る疾病報告書について

インフルエンザなどの感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき、本人の休養と他の生徒へのまん延や流行を防ぐため、学校は出席停止の措置を取ることになります。

医療機関から感染症と診断された場合、疾病通知書を主治医に記入していただき、学校へ提出された後、記載内容に従い出席停止の措置をとります。

しかし、医療機関によっては料金が発生する場合があります。その場合に限り、検査結果や処方薬の説明書等で疾病通知書の代替として扱います。

つきましては、下記の必要事項を記入のうえ、裏面に必要書類を添付して担任へ提出してください。

記

疾　病　報　告　書	
鹿児島県立鹿屋高等学校	
年　組　番　生徒氏名	
診　断　名	
医療機関名	
受診日	令和　　年　　月　　日
療養期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 (　　) 日間
上記のとおり報告します	
年　　月　　日	
保護者署名	

※インフルエンザの登校基準は「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」と定められています。

(裏面)

検査結果または処方薬の説明書等を添付してください。

注意 氏名、期日が分かるように添付してください。